

掛川市告示第100号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1付表第1号の規定に基づき市長が指定する区域を1のとおり指定し、省令別表第2備考1及び備考2の規定に基づき市長が定める区域及び時間の区分を2のとおり定め、平成27年6月23日から適用する。

平成27年6月23日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 振動の規制地域の指定等（平成23年掛川市告示第45号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域
 - (1) 第1種区域のうち騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）に基づく第1種区域
 - (2) 第1種区域のうち法に基づく第2種区域
 - (3) 第2種区域のうち法に基づく第3種区域
 - (4) 第2種区域のうち法に基づく第4種区域内の次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2 区域及び時間の区分
 - (1) 区域の区分

ア 第1種区域 指定地域のうち第1種区域として定められた区域

イ 第2種区域 指定地域のうち第2種区域として定められた区域

(2) 時間の区分

ア 昼間 午前8時から午後8時まで

イ 夜間 午後8時から翌日の午前8時まで